

消火器、住宅用火災警報器の 不正取引にご注意を！

消火器等の不正取引情報について

毎年全国各地で消火器、住宅用火災警報器の不正取引情報が多数寄せられています。

事例として、

「一般住宅に消火器の設置が義務付けられたから販売にきた」

「消火器を取り替える時期だ」

「お宅の消火器が点検の年だ」

などと持ちかける例が報告されています。

また、「住宅用火災警報器の設置が義務付けられた」と家に上がりこみ、住宅用火災警報器を複数取りつけて高額請求する事例も報告されています。

消火器等の不正取引を防ぐポイント

- 1 一般家庭において、消火器の点検・設置義務はありません。
- 2 消防本部・消防署では、消火器のあっせんは一切行っておりません。
- 3 身分証明書等の提示を求める。
- 4 はっきりと購入・点検を拒否する。
- 5 料金をその場で支払ったり、契約書にハンコを押さない。
- 6 その場で、消防署に問い合わせする。
- 7 十和田市、六戸町では台所、居間への住宅用火災警報器の設置は義務ではありません。



もし契約書にサインしてしまったら

消費生活センターに相談し、クーリングオフ制度等を活用する。